

## 市第124号議案 横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止について

### 1 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「新法」という。）の制定に伴い、関係法律の整備において売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定されている婦人相談員に係る規定が削除されるため、横浜市婦人相談員の費用弁償条例（昭和32年5月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）を廃止します。

### 2 廃止の理由

本市では、売春防止法第35条第2項の規定に基づき婦人相談員（女性福祉相談員と呼称）を設置しています。このたび、新法の制定に伴い、売春防止法が改正されて婦人相談員に係る規定が削除され、新たにこれと同様の役割を担う女性相談支援員の設置が新法に定められました。

新法における女性相談支援員は、本市では現在、会計年度任用職員（女性福祉相談員）として任用していますが、旅費等の支給については横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）に基づき支給しているため、婦人相談員に支給する費用弁償（旅費）について定めた条例を廃止します。

### 3 施行日

令和6年4月1日（新法の施行日と同日）